一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	五〇デシベル	四五デシベル
一三六・四一四MHz以上二三〇MHz以下	三〇デシベル	二五デシベル
二三〇MHzを超え一、〇〇〇MHz以下	三七デシベル	三二デシベル

注　その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・二メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まるものにあつては、当該設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

(6)　不要発射による電界強度がその設備から三メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
一GHzを超え二・三GHz以下	九二デシベル
二・三GHzを超え二・四GHz未満	一一〇デシベル
二・五GHzを超え五・七二五GHz未満	九二デシベル
五・八七五GHzを超え一一・七GHz未満	九二デシベル
一一・七GHz以上一二・七GHz以下	七三デシベル
一二・七GHzを超え一八GHz以下	九二デシベル

(7)　不要発射による電界強度について、一、〇〇五MHzから二、三九五MHzまでの間及び二、五〇五MHzから一七、九九五MHzまで（五、七二〇MHzから五、八八〇MHzまでを除く。）の間において尖頭値が最も高い妨害波の周波数を中心として、別表第八号第一の2(6)に定める条件で、一〇MHz掃引した値の尖頭値が、当該設備から三メートルの距離において毎メートル六〇デシベルマイクロボルト以下であること。

［削る］

(7)　不要発射による電界強度の準尖頭値が次に掲げる条件のいずれかに適合すること。

(一)　野外試験場又は電波半無響室において測定した場合は、その設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上八〇・八七二MHz以下	三〇デシベル